

## 工事請負契約における単品スライド条項の適用拡大について

近江八幡市においては、近江八幡市建設工事請負契約約款第25条第5項に規定される、いわゆる「単品スライド条項」の運用については、平成20年度より「鋼材類」及び「燃料油」に分類される各材料を対象としてきました。

しかし、上記の2品目以外の工事材料においても、原材料費の高騰などその価格上昇により請負代金額へ影響が生じる恐れのあることから、下記の通り単品スライド条項の適用を拡大することとします。

### 記

原油価格の高騰等の特別な要因により、鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、鋼材類について単品スライド条項を適用できる場合の取扱いに準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする。

この場合においては、当該工事材料の価格上昇の要因について十分把握するものとし、その要因が明らかなものについて、品目ごとに算定した当該工事材料に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えることを確認するものとする。

#### 1 対象資材

「鋼材類」、「燃料油」、「その他の資材」（アスファルト類、コンクリート類等）

なお、対象となる材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者協議の上で決定するものであり、請求のない材料まで対象とする趣旨ではない。

#### 2 発注者負担

対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象工事費の1%を超える額を発注者が負担する。

#### 3 請求手続き

原則として、工期末の2ヶ月前までに請求を行う。

#### 4 施行日

平成26年 6月 1日

施行の日の前日までに申請のあったものについては、なお従前の例による。